

## 質問回答

2017年8月14日

「火力発電所運営・維持管理能力向上プログラム」

(公示日:2017年8月2日/公示番号:170539)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項 目	質問	回答
1	P4 「3 業務従事 予定者の 経験、能 力等」 P19 「2 (2)業務 従事者の 構成 (案)」	現地調査及び国内研修について、業務従事者は適宜選定することとし、評価対象業務従事者である業務主任者(総括/火力運営・維持管理)及び業務従事者(火力発電(運転))は、現地調査及び国内研修に常に従事する必要はないと考えてよろしいですか。	現地業務及び国内作業にどの程度期間、どの業務従事者をアサインするかは、業務指示書の特に指定のない限り、プロポーザル亭主質企業等のご判断によっています。従って、業務従事者のアサイン必要性等については根拠と共にプロポーザルにてご提案ください。
2	P4 「3 業務従事 予定者の 経験、能 力等」 P19 「2 (2)業務	コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラインP10の1.2.(4)5)において、プロポーザルの無効になる条件として、「既に受注している案件等で業務従事期間が重なって同一の業務従事予定者の配置が計画されているとき」と記載されていますが、業務従事期間とは、現地業務期間と考えてよろしいですか。国内研修や国内間欠作業の期間と重なっていても問題ないと考えてよろしいですか。	業務従事期間とは、現地業務期間及び国内作業期間を指します、人件費の二重受け取り禁止の観点から、既に受注している案件等で業務従事期間が重なって同一の業務従事予定者の配置が計画されているときはプロポーザルが無効となる場合があります。

	従事者の構成(案)」		
3	P19 「2(1) 業務量の目途」	業務量の目途として、64.1MM と記載されていますが、これには、本邦研修も含まれていますか。また、含まれる場合、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」では謝金による積算となっていますが、どのように人月を計上すればよろしいでしょうか。	業務指示書 21 ページ5 . 研修再委託に記載の通り、「2.(1)業務量の目途」に記載の想定人月64.1MMは、本邦研修を再委託にて実施しない(本邦研修はコンサルタントが直営で実施する)場合を想定しています。従って、当機構としては、本邦研修を再委託にて実施する場合、研修の企画・運営に係る MM は不要となるため、想定される業務量は 64.1MM より少なくなるものと想定しています。研修を再委託で実施する場合もしない場合も、想定される業務量については根拠と合わせプロポーザルにてご提案ください。研修を再委託で実施する場合は、再委託契約に必要なと考えられる経費について、再委託する業務の範囲と合わせてプロポーザルにてご提案下さい。  なお、研修をコンサルタントが直営で実施する場合、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」4.(2)ウ)において、「研修講師を受注者(共同企業体構成員含む。以下同じ。)に所属する者が行う場合は、国内業務とはせず、謝金支払いで対応してください」との記載がありますが、研修の企画・運営に係る業務等、研修講師としての作業以外に必要な業務については、国内業務の人月として計上下さい。
4			
5			
6			
7			

以上